

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第1回島根海区漁業調整委員会が平成20年8月25日に松江市殿町「サンラポーむらくも」で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 新委員の紹介

島根海区漁業調整委員会委員の任期満了により新しいメンバーで第13期を迎えることになりました。これからの4年間、委員の皆様よろしくお願ひします。

新しいメンバーを以下に紹介します。

(県東部から順に記載、敬称略)

公選委員	9人	松本美夫、團野清、山本千代則、樋野健治、曾田利行、吉原幸則、福島清喜、金坂敬、宮野貢
学識経験委員	4人	伊藤康宏、岸 宏、肥後和雄、清谷祐二
公益代表委員	2人	林干城、池亀貴

2. 会長及び会長職務代理者の互選について

委員の互選により、会長には岸委員、会長職務代理には肥後委員が選出されました。

3. 島根県連合海区漁業調整委員会等の委員の選出について

島根海区からの各連合海区等委員は以下のとおり決定しました。

【島根県連合海区漁業調整委員会委員:5人】
松本美夫、團野清、岸宏、曾田利行、吉原幸則

【島根・山口連合海区漁業調整委員会委員:5人（県東部から順に記載、敬称略）】
岸宏、吉原幸則、福島清喜、金坂敬、宮野貢

【島根・鳥取連合海区漁業調整委員会委員:5人（県東部から順に記載、敬称略）】
松本美夫、林干城、團野清、岸宏、山本千代則

【全国海区漁業調整委員会連合会副会長】

21年5月まで島根県連合海区に役員任期が残っていることから、それまで島根海区岸会長が副会長を務める。

【日本海・九州西広域漁業調整委員会委員】

平成13年から隠岐海区屋田会長が委員を務めたが、屋田会長退任により島根海区岸会長を推薦

4. 島根海区における定置漁業の免許申請について(諮問)

前回の委員会で漁場計画の変更について異議なしとされた定置漁業について、免許申請があり、その内容を審査した結果、漁業権を免許するにあたって問題はないものと判断されることから、その免許について知事から諮問があったものです。

委員会として異議のない旨の答申をすることとしました。

5. 定置漁業権の保護区域の設定について(協議)

上記の定置漁業の免許に併せ、委員会として漁法別に保護区域の設置を指示することについて協議が行われ、従前のおり、網については前面500メートル、後面及び沖合200メートル、釣及び延縄については前面200メートル、後面及び沖合150メートルの保護区域を指示することになりました。

6. 平成21年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック 要望事項について(協議)

全国海区漁業調整委員会連合会は毎年国に対し要望を行っていますが、要望の取りまとめに当たっては、まず、各県海区委員会の要望をブロック毎(全国4ブロック)にとりまとめ、それを全国海区漁業調整委員会事務局が整理することになっています。

本県からブロック会議に提出する要望事項については、これまで「山陰沖の漁業秩序の確立について」を継続して要望してきており、要望に対する問題解決の進展が見られないことから、来年度も同じ趣旨の要望をすることについて協議しました。

また、平成20年度の要望取りまとめにおいて各ブロックの宿題とされた「漁業権侵害に対する罰則及び漁業許可に係る制限条件違反など都道府県漁業調整規則に規定できる罰則の上限を引き上げること」については、今年4月に施行された漁業法改正により密漁等の罰則強化が図られることから、本県海区委員会事務局としては当面、「罰則強化の必要は無い」とのスタンスを取ることにについて協議しました。

協議の結果、いずれの協議案件も事務局案で異議なしとされました。